登録適合性確認機関
適合性確認に係る
申請要領

管理文書番号：BVJ IND-RCA-AM-001

改訂版番号：01

制定日：2024 年 3 月 1 日

最新改訂月日：-

ビューローベリタスジャパン株式会社

目　次

1. 登録適合性確認機関適合性確認の対象及び区分 1
2. 適合性確認の基準 1
3. 新規適合性確認の申請 1
(1) 事前相談 1
(2) 申請書の提出 1
(3) 適合性確認申請図書の提出 1
(4)　初回委員会 2
(5)　分科会開催日程の連絡 2
(6)　分科会 3
(7)　最終委員会用の適合性確認用申請図書（改訂版）の提出 3
(8)　最終委員会 3
(9) 最終版申請図書の提出 3
(10) 適合性確認証明書及び適合性確認報告書の発行 3
(11) 手数料及び経費の請求 3
4. 証明書及び報告書発行後の変更の取り扱い 4
4.1. 事前相談 4
4.2. 委員会の開催を必要とする場合 4
(1) 変更資料の提出 4
(2) 以降の手続き 4
4.3. 委員会の開催を必要としない場合 4
(1) 分科会日時のご連絡 4
(2) 分科会へ設計変更資料の提出 4
(3)　分科会 5
(4) 以降の手続き 5
5. 留意事項… 5
5.1. 適合性確認期間について 5
6. お問い合わせ 5
別添 A 適合性確認申請書
別添 B 適合性確認申請図書リスト

改訂履歴管理

改訂番号	改訂日	改訂内容	作成者	承認者
0	2023.4.5	新規登録適合性確認業務発足による初版制定。 経済産業大臣の認可を受けた日より実施開始。 文書番号：BVJ IND-RCA-AM-001 Rev.0 とする。 英文略語意味合い： BVJ IND：ビューローベリタスジャパン株式会社産業事業本部 RCA：Registered Conformity Assessment of Wind Power Equipment （発電用風力発電設備に対する適合性確認） AM：Application Manual（申請要領）	黄	中村
1	2024.3.1	1項、3項、4.1項、5.1項、別添B修正	黄	中村

1. 登録適合性確認機関適合性確認の対象及び区分

本要領は、電気事業法の適用を受ける出力 500 キロワット以上の日本国内の風力発電設備(風車 1 基または複数基)について、以下の審査区分を対象にビューローベリタスジャパン株式会社（以下、「BVJC」という。）が行う登録適合性確認機関適合性確認（以下、「適合性確認」という。）に関する手続きを示したものである。

① サイト条件の適合性確認

② 風車（RNA）設計の適合性確認

③ 支持構造物設計の適合性確認

*注記：設計規準評価及び全体荷重解析は上記審査区分に含まれ、または独自な審査区分として行うことがある。

2. 適合性確認の基準

本適合性確認は、電気事業法第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に基づき、適合性確認業務規程（BVJ IND-RCA-QM-001）の 2 条で定める引用基準、規格、指針等に従い策定する適合性確認技術基準（以下、「BVJC 技術基準」という。）（BVJ IND-RCA-TM-001）に基づき適合性確認を行う。

3. 新規適合性確認の申請

(1) 事前相談

新規に適合性確認を希望される場合は、必要に応じて事前相談を応じる。設計変更等の場合も事前相談（4.1 項参照）を実施可能とする。

＜申請における留意事項＞

申請の際は、本要領と合わせ以下を必ずご確認ください。いずれも BVJC ウェブサイトから確認できる。

① 適合性確認業務約款（BVJ IND-RCA-YK-001）

② 適合性確認業務規程（BVJ IND-RCA-QM-001）

③ 適合性確認技術基準（BVJ IND-RCA-TM-001）

④ 苦情・異議申し立て

上記の留意事項をご確認の上、必要に応じて事前相談内容は書面（形式自由）を以て、ご提出ください。

(2) 申請書の提出

適合性確認申請書（別添 A）は BVJC ウェブサイトからダウンロードが可能である。ご記入の上、BVJC にご提出ください。

(3) 適合性確認申請図書の提出

BVJC 事務局（以下、「事務局」という。）は申請書の内容を確認後、引受け受諾書（約款付）及び申請図書リスト（本要領別添 B）を申請者に送付する。申請者は適合性確認に必要な申請図書（別添 B 参照）及び適合性確認申請図書を構成する文書リスト（以下、「申請図書の文書リスト」という。）を電子媒体で事務局にご提出ください。ただし、BVJC が認めた場合に限り紙媒体による提出も可とする。なお、申請図書に不備が確認された場合は修正又は追加資料を求める場合がある。原則として申請図書の提出は、初回委員会開催日の 1 ヶ月前までとする。

申請図書の構成は以下の通りとする。

① 本要領の別添 B に明記されている図書：

これらの図書は適合性確認区分（サイト条件、風車設計、支持構造物設計）ごとに分けてご提出ください。区分を超えて共通する図書に限っては、いずれかの区分の図書に含むことで可とする。

② 申請図書の文書リスト：

適合性確認区分ごとに申請図書の文書リストを作成し、ご提出ください。文書リストには、申請図書の文書名、文書番号、改訂番号、改訂日等の情報を記載してください。なお、この文書リストは、適合性確認中に指摘があった場合、改訂又は追加提出する図書を都度反映し、改訂版又は追加分の申請図書を提出するとともに、再度提出していただくこととなる。

BVJC が、適合性確認業務規程に従い申請図書を確認する。不備がないことが確認されましたら、申請者は電子媒体を委員会開催日の 10 営業日前必着でご提出ください。ただし、BVJC が認めた場合に限り紙媒体による提出も可とする。
事務局は委員会構成を決定し、調整の上初回委員会の開催日を申請者、適合性確認員及び外部有識者に連絡する。

◆委員会の開催日

原則として事務局より電子メールにてご案内する。直接お問い合わせいただく場合は下記電話番号までご連絡下さい。

TEL：（045）641-4219　産業事業本部　風力発電事業部窓口

(4) 初回委員会

委員会には申請者及び適合性確認員並びに外部有識者（以下、「適合性確認要員」という。）の出席が求められる。委員会は基本的にオンラインで開催し、対面開催の場合は申請者のご出席は 5 名以内としてください。委員会では、適合性確認要員からの質問に対し、申請者が（2）及び（3）を用いてご回答いただく形式で行われる。所要時間は質疑応答を含めて基本的に 4 時間以内とする。委員会でのコメント及び指摘事項については申請者が取りまとめ「指摘事項及び回答書」を完成の上事務局にご提出ください。

（5）分科会開催日程の連絡

原則として事務局より電子メールにてご案内する。

（6）分科会

必要に応じてご出席いただき、適合性確認用申請図書（改訂版）、追加資料並びに「指摘事項及び回答書」を用いた申請者によるご説明、適合性確認要員との質疑応答等を含め詳細な適合性確認を行う。又、分科会の開催は原則 2 回までとする。

なお、分科会で使用される適合性確認用申請図書（改訂版）は、電子媒体で開催日前までに事務局にご提出ください。ただし、BVJC が認めた場合に限り紙媒体による提出も可とする。

分科会でのコメント及び指摘事項については申請者が取りまとめ、「指摘事項及び回答書」を完成の上電子メールにて事務局にご提出ください。最終委員会の開催 10 営業日前必着、又は第 2 回分科会の開催日前必着とする。

（7）最終委員会用の適合性確認用申請図書（改訂版）の提出

分科会での適合性確認の終了後、最終委員会での報告となるので、委員会報告用の適合性確認用申請図書（改訂版）及び追加資料を委員会開催 10 営業日前の午後 4 時までに電子媒体にて提出してください。ただし、BVJC が認めた場合に限り紙媒体による提出も可とする。

（8）最終委員会

委員会では、原則として担当適合性確認要員が前（7）項の委員会用の適合性確認用申請図書（改訂版）、追加資料並びに「指摘事項及び回答書」に基づき報告を行う。担当適合性確認要員の報告を基に適合性を確認し、BVJC 技術基準に基づき「適合」「保留」「不適合」のいずれかを判定する。

（9）最終版図書の提出

委員会において「適合」と判定された案件については、「指摘事項及び回答書」を含む適合性確認用申請図書（改訂版）を基本とした「最終版図書」を、事務局が指定した期日までに電子媒体で事務局にご提出ください。ただし、BVJC が認めた場合に限り紙媒体による提出も可とする。

（10）適合性確認証明書及び適合性確認報告書の発行

BVJC は、最終版図書の受領を確認後、最終版図書を含む全ての適合性確認結果について適合性確認実施要領の第 7 条に従いレビュー又は確認を行うものとする。事務局は、委員会において「適合」と判定された案件については適合性確認証明書及び適合性確認報告書（以下、証明書及び報告書という。）を前（8）項の委員会終了後、10 営業日前後で発行する。発行され次第電子メールでご連絡する。

（11）手数料及び経費の請求

適合性確認手数料及び経費については、証明書及び報告書の発行後、BVJC 規定に従い所定の金融

機関口座にお振り込みください。

4. 証明書及び報告書発行後の変更の取り扱い

既に適合性確認証明書及び報告書の発行が終了している案件について、変更が生じた場合の申請上の取り扱いにつきましては、事務局に事前相談をお申込みください。

なお、お時間を頂く場合があるので、できるだけ早い段階でのお申込みください。

4.1. 事前相談（変更時）

事務局との事前相談では､個別案件の適合性確認の変更申請について､下記の事項を明確に致する。

① 設計変更の内容

② 設計変更に対する検討内容

③ その他の変更内容

併せて、上記①～③についてとりまとめた資料「変更の概要説明書」（形式自由）及び申請図書（変更版）を電子媒体でご提出ください。ただし､BVJCが認めた場合に限り紙媒体での提出も可とする。

事前相談の内容は、事務局および前回適合性確認時の担当適合性確認要員が検討し、委員会または分科会の開催の有無について結果をご連絡致する。

4.2. 委員会の開催を必要とする場合

（1）変更資料の提出

以下の資料を委員会開催の 10 営業日前の午後 4 時までに電子媒体にてご提出ください。ただし、BVJC が認めた場合に限り紙媒体による提出も可とする。

① 設計変更の概要説明書

② 適合性確認用提出図書（変更版）

（2）以降の手続き

以降の手続きは､「3. 適合性確認の申請」の（3）項以降と同様である。

4.3. 委員会の開催を必要としない場合

（1）分科会日時のご連絡

BVJC より適合性確認申請図書等の準備が整う時期をお伺い致する。その後、その時期を踏まえ、前回適合性確認時の担当適合性確認要員と分科会日時の調整を行い、申請者にご連絡致する。（担当適合性確認要員は、原則として前回適合性確認時の担当者となる。）

（2）分科会へ設計変更資料の提出

以下の資料を分科会開催日前までに電子媒体にて提出してください。ただし､BVJC が認めた場合に限り紙媒体による図書提出を可とする。

①　設計変更の概要説明書

②　適合性確認用提出図書（変更版）

（3）分科会

分科会においては、申請者にご出席いただき、適合性確認申請図書（変更版）を基に適合性確認を行うので、「指摘事項及び回答書」並びに追加資料を必要に応じてご提出ください。

（4）以降の手続き

以降の手続きは、「3．新規適合性確認の申請」の（8）項以降と同様である。

5. 留意事項

5.1. 適合性確認期間について

適合性確認期間は陸上案件 6 ヶ月、洋上案件 2 年間を目途とする。ただし、申請図書の不備・不足、又は指摘事項等への対応に時間を要する場合は、標準処理期間を超えることがある。申請者が書面（形式自由）を以て期間の延期を申し出、当該理由が正当であると事務局が認めた場合に限り、期間を延期することができる。

6. お問い合わせ

適合性確認の申請及び図書の提出、又は本要領に記載されている資料の請求は、以下窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
事前相談 適合性確認申請 資料提出 委員会開催日の確認 資料請求等 （資料の郵送を希望される方は、必要書類を明記の上、FAX にてお申し込みください。）	ビューローベリタスジャパン株式会社 産業事業本部　風力発電事業部 〒231-0021　神奈川県横浜市中区日本大通 7 日本大通 7 ビル 8F TEL: (045)641-4219　FAX: (045)663-3777

別添 A　　適合性確認申請書

適合性確認申請書様式は以下 BVJC ウェブサイトに掲載している「適合性確認申請書 **PDF**／**WORD**」をご利用ください。

適合性確認申請書：

https://www.bureauveritas.jp/our-business/industry/wind/windfirm.html

別添 B　適合性確認申請図書リスト

適合性確認申請者は、適合性確認対象項目に応じて BVJC 適合性確認技術基準（BVJ IND-RCA-TM-001）1.3 項に掲げる文書を BVJC にご提出ください。

必要に応じ追加要求される場合がある。詳細は BVJC 適合性確認技術基準をご参照ください。事前相談の際にもご確認が可能である。

BVJC 適合性確認技術基準（陸上編）（BVJ IND-RCA-TM-001）:
https://www.bureauveritas.jp/our-business/industry/wind/windfirm.html

BVJC 適合性確認技術基準（洋上着床式編）（BVJ IND-RCA-TM-002）:
正式な申請都度、申請者に提示できる。

以上